

○寄附行為

(昭和 26 年 2 月 21 日設立認可)

改正

昭和 30 年 1 月 11 日一部変更認可	昭和 31 年 4 月 14 日一部変更認可	昭和 37 年 1 月 17 日一部変更認可(校管第 62 号)
昭和 43 年 6 月 4 日一部変更認可(地管昭和 44 年 2 月 8 日一部変更認可(校管昭和 47 年 9 月 11 日一部変更認可(地第 88 号)	第 6 の 73 号)	管第 1 の 25 号)
昭和 48 年 3 月 29 日一部変更認可(地管第 4 の 25 号)	昭和 52 年 6 月 28 日一部変更認可(地管第 1 の 35 号)	昭和 61 年 2 月 26 日一部変更
平成 2 年 8 月 20 日一部変更認可(地高平成 7 年 3 月 28 日一部変更認可(地高平成 9 年 12 月 19 日一部変更認可(校第 1 の 39 号)	第 1 の 13 号)	高第 50 号)
平成 13 年 10 月 30 日一部変更認可(13 校文科高第 2035 号)	平成 13 年 12 月 20 日一部変更認可(13 校文科高第 932 号)	平成 14 年 9 月 24 日一部変更認可(14 校文科高第 360 号)
平成 17 年 7 月 13 日一部変更認可(17 校文科高第 148 号)	平成 18 年 5 月 26 日一部変更認可(18 校文科高第 27 号)	平成 19 年 7 月 10 日一部変更認可(19 校文科高第 47 号)
平成 20 年 9 月 5 日一部変更認可(20 校文科高第 76 号)	平成 22 年 2 月 19 日一部変更認可(21 受文科高第 1002 号)	平成 22 年 6 月 3 日一部変更認可(22 受文科高第 318 号)
平成 25 年 7 月 26 日一部変更認可(25 受文科高第 922 号)	平成 26 年 8 月 28 日一部変更認可(26 受文科高第 830 号)	平成 27 年 2 月 6 日一部変更認可(26 受文科高第 2096 号)
平成 27 年 9 月 3 日一部変更認可(27 受文科高第 530 号)	平成 29 年 10 月 11 日一部変更認可(29 受文科高第 326 号)	令和 2 年 3 月 19 日一部変更認可(元文科高第 1079 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 目的および事業(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 役員(第 6 条—第 18 条)
- 第 4 章 理事会(第 19 条—第 21 条)
- 第 5 章 評議員会および評議員(第 22 条—第 28 条)
- 第 6 章 資産および会計(第 29 条—第 42 条)
- 第 7 章 解散および合併(第 43 条—第 45 条)
- 第 8 章 寄附行為の変更(第 46 条)
- 第 9 章 補則(第 47 条—第 49 条)

附則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、吉岡荒太および吉岡彌生の寄附を以て設立したる、財団法人東京女子医科大学の組織変更したものであって、学校法人東京女子医科大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区河田町8番1号におく。

(準拠法)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、大学および各種学校その他の教育研究施設を設置し、医学の蘊奥を究め兼ねて人格を陶冶し社会に貢献する女性医人を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東京女子医科大学 大学院 医学研究科

看護学研究科

医学部 医学科

看護学部 看護学科

(2) 東京女子医科大学看護専門学校 看護専門課程

第3章 役員

(役員)

第6条 この法人に、次の役員をおく。

(1) 理事 10人以上15人以内

(2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。

(理事の選任)

第7条 東京女子医科大学(以下「本学」という。)の学長は、その在職中理事になる。

2 本学の医学部長および看護学部長は、その在職中理事になる。

3 東京女子医科大学病院の病院長は、その在職中理事になる。

4 この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会で選任された者1人以上3人以内は理事になる。

5 その他の理事は、次の各号に掲げる者から評議員会において選任する。

(1) 一般社団法人至誠会正会員から2人以上4人以内

(2) この法人の設置する学校の教授から1人以上2人以内

(3) この法人に特に功労があると認められた者1人以上2人以内

6 前項の理事は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

7 第1項から第3項までの規定により在職中理事となる者が欠員または不在となったとき、当該者の職務を補佐又は代行する者は理事にはならず、理事としての職務を代行しない。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員または役員の配偶者もしくは三親等以内の親族以外の者であって理事会で選出された候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、第7条第1項から第3項までの規定により理事となる者のほかは、5年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、理事会が必要と認める場合には、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務(理事長にあっては、その職務を含む。)を行うことができる。

(役員補充)

第10条 理事または監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任および退任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の3分の2以上出席した理事会において理事総数の3分の2以上の議決および評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定またはこの法人の寄附行為、倫理綱領その他の諸規程に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員にふさわしくない重大な非行があったとき。

(5) この法人の名誉を著しく傷つけたとき。

2 役員は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 別に定める定年に達した場合

(5) 私立学校法第38条第8項第1号または第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

3 役員のうちには、各役員について、その配偶者または三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

(理事長の職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第 13 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 14 条 理事長がやむを得ない事由により職務の遂行に支障があるとき、または理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事がその職務を代理し、またはその職務を行う。

2 前項の場合においては、理事長の職務を代理する理事がこの法人を代表する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会および評議員会に提出すること。

(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、または理事会および評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員为学校法人等に対する損害賠償責任)

第 16 条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 役員は、その職務を行うことについて悪意または重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

3 役員がこの法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(学校法人に対する損害賠償責任の免除)

第 17 条 前条第 1 項の責任は総評議員の同意がなければ免除することができない。

(責任の一部免除)

第 18 条 前条の規程にかかわらず、役員は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人および一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第 4 章 理事会

(理事会)

第 19 条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、随時理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の 2 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 5 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 理事会の議長は、理事長とする。

8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 第 15 条第 2 項および前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 20 条 法令およびこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 21 条 議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席した理事のうちから互選された理事 3 人が記名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第 5 章 評議員会および評議員

(評議員会)

第 22 条 この法人に評議員会をおく。

2 評議員会は、26 人以上 34 人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所および日時ならびに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の 5 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会の議長は、理事長たる評議員とする。ただし、理事長が評議員でないときは議長は評議員の互選で決める。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第 12 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

12 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(評議員の選任)

第 23 条 本学の学長は、その在職中評議員になる。

2 本学の医学部長および看護学部長は、その在職中評議員になる。

3 東京女子医科大学病院の病院長は、その在職中評議員になる。

4 その他の評議員は、次の各号に掲げる者から理事会において選任する。

(1) 一般社団法人至誠会正会員から 9 人以上 14 人以内

(2) この法人の職員およびこの法人の設置する学校の教職員から 8 人以上 9 人以内

(3) この法人に関係ある学識経験者およびこの法人に特に功労があると認められた者から4人以上7人以内

5 前項第2号に規定する評議員は、同号に掲げる地位を退いたときは、評議員の職を失う。

6 第1項から第3項までの規定により在職中評議員となる者が欠員または不在となったとき、当該者の職務を補佐又は代行する者は評議員にはならず、評議員としての職務を代行しない。

(評議員の任期)

第24条 前条第1項から第3項までの規定により評議員となる者以外の評議員の任期は、5年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、理事会が必要と認める場合には、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行うことができる。

(評議員の解任および退任)

第25条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定またはこの法人の寄附行為、倫理綱領その他の諸規程に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 評議員にふさわしくない重大な非行があったとき。

(5) この法人の名誉を著しく傷つけたとき。

2 評議員は、次の各号に掲げる事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 別に定める定年に達した場合

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算および事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分

(4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項
(評議員会の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第 28 条 議長は、評議員会の開催の場所および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長および出席評議員から議長が指名した評議員 3 人が記名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産)

第 29 条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設および設備またはこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産または運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 31 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 32 条 基本財産および運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入し、または確実な信託銀行に信託し、または確実な銀行に定期預金とし、もしくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 33 条 この法人の設置する学校の経営に要する経費は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 34 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画および事業に関する中期的な計画)

第 35 条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 7 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄)

第 36 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算および実績の報告)

第 37 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算および実績の報告は、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(財産目録等の備付けおよび閲覧)

第 38 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員名簿(理事、監事及び評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準
(役員の報酬)

第 40 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 41 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 42 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 7 章 解散および合併

(解散)

第 43 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決および評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 44 条 この法人が解散した場合(合併または破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第 45 条 この法人が合併しようとするときは、理事会で理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 46 条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 9 章 補則

(書類および帳簿の備付)

第 47 条 この法人は、第 38 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類および帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

- (1) 役員および評議員の履歴書
- (2) 収入および支出に関する帳簿および証憑書類
- (3) その他必要な書類および帳簿

(公告の方法)

第 48 条 この法人の公告は、東京女子医科大学の掲示場に掲示し行う。

(施行細則)

第 49 条 この寄附行為についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則(平成 29 年 10 月 11 日一部変更認可(29 受文科高第 326 号))

この寄附行為は、平成 29 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 19 日一部変更認可(元文科高第 1079 号))

この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。